平成２２年（フ）第２５８号
滋賀県彦根市正法寺町286番地229
債務者　上田　敦司
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２７８号
北海道苫小牧市有明町２丁目７番20号　サポートＮＯ．１　106号室
債務者　大楽　晃史
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５２５号
秋田市寺内高野２番24号
債務者　細井　　努
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０号
秋田県山本郡三種町鵜川字東本田41番地１
八竜東住宅３―12号
債務者　金子　淳子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３２８号
福島市下鳥渡字扇田23番地の５
債務者　森　　一
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１２８号
石川県小松市白山田町ロ32番地２、従前の住所石川県小松市戸津町に２番地２
債務者　成田　佳代
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第４７６号
愛知県一宮市起字用水添12番地、住民票上の住所福井市和田東１丁目1011番地　サン・ドミールＣ棟　202号
債務者　水野真由美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
福井市新保１丁目1901番地
債務者　中谷内嘉仁
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０８号
福井市新田塚２丁目67番１号
債務者　林　沙也可
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０９号
福井県大野市春日１丁目11番24号
債務者　藪下　照男
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
福井市足羽３丁目２番11号
債務者　小林　賢二
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
福井市二の宮４丁目25―21　ＭＯビル205、住民票上の住所福井市高屋町第24号141番地
債務者　竹澤　勇二
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
福井県吉田郡永平寺町東古市第３号４番地１
債務者　柄田　晴美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
山梨県山梨市北362番地１
債務者　藤原　広一
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
山梨県甲府市酒折１丁目20番37号電商ＰＩＮ24
債務者　茅野　京子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７２号
山梨県笛吹市石和町山崎６番地13
債務者　鯉淵　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係